

住まいの補助金

▶ 問合せ 建設課整備係 ☎ 25-3421

村では、定住に関わる費用の一部補助を行っています。補助金の交付を受けるためには条件がありますので、希望される方は役場建設課までお問合せください。

新築住宅補助金

村内に新築する住宅の一部費用を補助します。

◆補助金額

- ・ 村内業者の施工 200万円
- ・ 村外業者の施工 150万円

◆補助を受けるための条件(一部)

- ・ 45歳以下で配偶者のいる世帯責任者
- ・ 家族が住むために建てた家である
- ・ 住宅の総面積は50㎡～200㎡
- ・ 世帯員に村税などの滞納がない
- ・ 村に10年以上居住する



住宅リフォーム補助金

村内住宅の修繕、改築、増改築などの工事費用を補助します。交付を受ける場合、着工前の申請が必要になります。

◆補助金額

- ・ 村内業者(個人・法人)が行う工事費用の10%
最大20万円まで(1,000円未満切り捨て)

◆補助を受けるための条件(一部)

- ・ 村民が所有する村内の個人住宅
- ・ 世帯員に村税などの滞納がない
- ・ 他の助成制度を受けていない



木造住宅耐震診断者派遣事業

村内の木造住宅を対象に、耐震診断者を派遣し耐震診断を行います。

◆耐震診断費用

- ・ 申請者の負担はありません
(ただし、診断者の交通費は申請者負担)

◆事業を受けるための条件(一部)

- ・ 村内の平屋建てまたは2階建ての木造住宅
- ・ 昭和56年5月31日以前に着工された住宅または併用住宅
(住宅部分の床面積が半分以上のもの)
- ・ 従来軸組工法によって建築されたもの
- ・ 世帯員に村税などの滞納がない

